



広島県

商工会報

2025年 1月号
広島県商工会
TEL082-437-0180
FAX082-437-0250
https://skk.hh-kenoh.jp/
E-mail:kenoh@hint.or.jp

新年のご挨拶



広島県商工会会長 乗越耕司

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様方におかれましては、2025年の新年を健やかに迎えにいられたこと、心よりお喜び申し上げます。

さて、我が国経済は金融市場に若干不安定な動きがみられるものの、雇用・所得環境の改善により、個人消費は改善傾向にあり、緩やかな回復が見られます。しかしながら、広島県央商工会地域を取り巻く環境は、人口減少に伴い社会的・経済的にも大きく変貌しており、地域経済を牽引する中小・小規模事業者は、賃金の引き上げや深刻化する労働者不足、売上減少など依然として先行きが見通せない厳しい経営環境に置かれています。加えて、事業継続に対するリスクマネジメントやDXを活用したビジネスモデルの改革、後継者不在・第三者承継等の事業承継問題など、新たなニーズへの対応も求められております。こうした環境下において、地域に最も身近な経済団体である広島県央商工会は、活動の原点である「きめ細かな経営支援サービスの充実」を今一度、役員が再認識をして、さらに事業者へ寄り添った伴走型支援を推進し、「儲かる企業」や「儲かる地域づくり」の実現に向けた支援にさらに重点を置くために、職員間の連携と情報共有を図り、会員意識の改革と事業者の持続的発展を目指した事業や取り組みを推進して参ります。

本年は東広島市と連携して策定した経営発達支援計画3期目の二年目であり、更に東広島市と連携を強化して会員事業者の声や思いにしっかりと応えられる伴走型支援を行って参ります。また、役員会ではすでにご承認頂いている旧北部会館の処分について本格的に進めて参ります。私は改革なくして進歩はないと思っています。果敢に改革にチャレンジする体制の構築を進め、将来に希望が持てる地域づくりをしていくために、商工会として東広島市との連携を密にし、国や県との繋がりを強化していく中で地域の活性化に繋がっていきたくと思っています。

結びに、広島県央商工会が会員の皆様にとって最も身近な支援機関であり続けるために、役員員全力で取り組んで参りますので、何卒ご理解・協力賜りますとともに、本年が皆様にとって大きく飛躍の年となりますことを心より祈念し、年頭のご挨拶といたします。

税務相談会のご案内

令和6年分所得税・消費税の確定申告書等の書類は税務署から送付されません。代わりに「**確定申告のお知らせ**」のハガキが届きますので、商工会で申告を希望される方は相談時にそのハガキをお持ちください。

申告書類が必要な方は、国税庁のホームページからダウンロードできますのでご活用下さい。

広島県央商工会職員による所得税・消費税の確定申告の相談日は下記の日程で実施します。なお、青色申告会会員の皆様には個別にハガキでご連絡させていただきますので、ご確認の上、指定相談日時にご来会頂き申告に必要な書類をご提出ください。

3月3日(月)以降に書類をご持参された方は、通常料金とは別に、3,300円(税込)を頂くこととなります。

北部支所は、2月3日(月)から3月17日(月)まで毎日開館致しますのでご利用ください。

相談日時等の変更を希望される方や日程調整が困難な方等は、恐れ入りますが1月31日(金)までに商工会へご連絡ください。

確定申告時期は、商工会館内の混雑が予想されることから、ご来会の際は事前に電話にてご確認頂くなどのご協力をお願い致します。

場所	開催期間	時間	地区
広島県央商工会(本所)	2月3日(月)～ 2月28日(金)	9時～ 16時	河内地区
北部支所	2月3日(月)～ 2月28日(金)	9時～ 16時	福富地区 豊栄地区

所得税・消費税の確定申告の税理士の相談日は下記の日程で実施します。

場所	開催日時	地区	講師
広島県央商工会(本所)	2月25日(火)	河内	菅川 税理士
	3月3日(月)		
	3月10日(月)		
北部支所	2月26日(水)	福富・ 豊栄	菅川 税理士
	2月27日(木)		
	3月6日(木)		
	3月11日(火)		

令和6年分確定申告書等に係る注意点

青色申告65万円控除を受けようとする場合は、申告書・決算書全ての電子申告が必要となります。そのため、商工会で申告を希望される方は2月28日(金)までに、商工会へ申告に必要な書類・申告書・決算書をご提出ください。

消費税課税事業者の方は、売上及び経費にかかる税率を10%と8%(軽減税率)に分けて、判るようにしておいてください。

確定申告書にマイナンバーを記載する際や確定申告書を税務署へ提出する際にマイナンバーカード又は個人番号確認書類(個人番号通知書等)と本人確認書類の提示または提出が必要となります。つきましては、商工会を通じて確定申告書の作成・提出をされる方についても、商工会職員がマイナンバー等を取り扱うため、以下の書類のご提出が必要となります。

- ①特定個人情報の取扱いに関する同意書
- ②業務委託契約書(※初めて商工会に確定申告作成を依頼される方のみ)
- ③マイナンバーカード又は個人番号確認書類と本人確認書類(※e-taxで電子申告される場合はマイナンバーカードのご提出は不要です)

【確定申告における定額減税の適用】

所得税の確定申告が必要な方や医療費控除や寄付金控除等を適用して還付を受けるための申告を行う方については、令和6年分所得税の申告の際に定額減税を控除して計算を行います。

定額減税額(令和6年分特別控除額)は、次の金額の合計額です。

	所得税	個人住民税
本人分	3万円	1万円
同一生計配偶者又は扶養親族	1人につき3万円	1人につき1万円

ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。控除しきれない定額減税額が生じている場合、給付金の支給による対応があります。

令和6年分所得税に係る予定納税の対象者であった方は、第1期分予定納税額から本人分に係る定額減税額に相当する金額が控除されていたため、確定申告の際に予定納税額も踏まえて、最終的な年間の所得税額と定額減税額の清算を行います。

広島県中央商工会北部会館 無償譲渡の募集案内

1 目的

昨年8月の北部支所移転に伴う今後の会館の活用において、会員事業者を対象に創意工夫を活かした企画提案等による事業の創出が地域貢献につながる活用となることを目的として広島県中央商工会 北部会館の無償譲渡先を募集いたします。(建物の竣工から44年余りが経ち財産処分制限期間を経過しているため、建物の無償譲渡による有効活用において支障がないことが国、広島県より判断されました。)

2 無償譲渡財産

- (1) 土地 所在 東広島市豊栄町鍛冶屋444番7、444番9
地目 宅地 地積 492.31㎡
- (2) 建物 所在 東広島市豊栄町鍛冶屋 家屋番号444番7
構造 鉄骨造2階建 総建築延面積 412.82㎡

※会館周辺の駐車場部分は東広島市所有の土地となりますので別途相談となります。

3 応募資格 広島県中央商工会の会員もしくは会館活用により新規会員となる事業者

4 募集期間 令和7年1月31日(金)から
令和7年2月28日(金)まで

5 申込方法 申込書(簡単な事業計画を記載)の提出

6 審査 正・副会長選定により、役員会、総代会にて決定

7 譲受事業者の決定 令和7年5月末を予定

8 申込先及び問合せ先 広島県中央商工会 TEL:082-437-0180

詳細については、同封資料をご確認下さい。

商工会会員サービス【記帳代行】のご案内

毎日の記帳でお悩みの方 商工会が記帳、決算、申告等の作成をお手伝いします。

【毎日の記帳でお悩みの方】

- ・人手不足で経理に手が回らない、販売や生産に人材をシフトしたい
- ・起業したいけれど、経理が分からない
- ・経理担当者が退職又は長期休業で、経理ができる人材がいない

↓ ↓ ↓

商工会には専用の会計ソフトを利用した記帳代行サービスがあります。電子申告の場合、青色申告特別控除65万円の控除が可能です！

【代行内容】

- ・日々の入出金等の仕訳入力から各種帳簿の作成(記帳)
- ・パソコン入力、帳簿・試算表等の作成、経営分析指導まで一貫して代行いたします。

【事業主の方は・・・】

- ・事業主の方は日々の現金と預金の出入りを簡単な様式に記入し、毎月1回程度請求書、領収書、預金通帳のコピーを商工会にご提出頂きます。

【記帳代行手数料(月額料金)】

(別途消費税)

個人	5,500円・7,500円・8,500円
法人	6,500円・8,500円・9,500円

※仕訳数によって月額料金が変わります。

※自主記帳ができる方向けの会計ソフトを利用したサポートも行っています。

【お問合せ先】 広島県中央商工会 TEL:082-437-0180

国民年金基金のご案内

3つのポイント

加入できる方	20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者の方 60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方で国民年金に任意加入されている方
年金の給付	年金額・年金受取期間は「加入時の年齢」「性別」「選択する給付のタイプ」と「口数」によって決まります。
毎月の掛金	掛金は「加入時の年齢」「性別」「選択する給付のタイプ」と「口数」によって決まります。

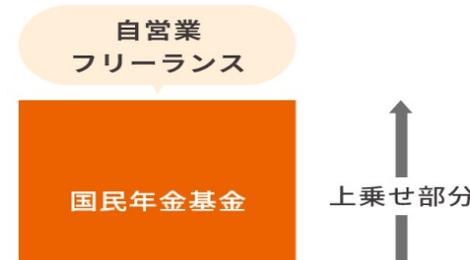
5つのメリット

終身年金が基本	65歳から生涯受け取る終身年金が基本ですので、長い老後の生活に備えることができます。
年金額が確定、掛金額も一定	掛金の支払いにより、将来受け取る年金額が確定します。加入時の掛金額は払込期間終了まで変わりません。
税制上の優遇	掛金は全額社会保険料控除の対象となり、確定申告で税金が軽減されます。 受け取る年金は公的年金等控除の対象となります。 遺族一時金は全額非課税です。
万が一のときは家族に一時金	万が一早期に亡くなったとき、家族に遺族一時金が支給されますので、掛け捨てにはなりません。
自由なプラン設計	ライフプランに合わせ、年金額や受取期間を設計できます。加入後も年金・掛金の額を口数単位で増減できます。掛金を年度分前納すると、割引があります。

◎ 国民年金は基本的な生活費をまかなうためのものです。



◎ 自営業など第1号被保険者の方にも、上乘せ年金が必要です。



※詳細は、同封資料をご覧ください。
※FAXで資料請求できます。

ホームページ
www.zenkoku-kikin.or.jp/
フリーダイヤル
0120-65-4192



《1月～3月行事予定》～確定分のみ掲載～

- 2月6日(木) 工業建設業部会主催・視察研修
- 2月17日(月) 所得税・消費税確定申告受付開始
- 3月17日(月) 所得税確定申告書提出期限
- 3月31日(月) 消費税確定申告書提出期限

マル経融資 金利について

令和7年1月6日現在のマル経融資の金利は **1.65%** です。

次回 会報発行予定 3月下旬